

# 税務大学校租税史料室所蔵「大和国地租改正地引絵図」の 作成と移管の経緯

Transfer of “Land Tax Revision Map” made in Nara  
Prefecture during the Meiji Era : Analysis of The Tax College Collection

土平 博\*

Hiroshi Tsuchihira

## I はじめに

明治前期に実施された、壬申地券交付、地租改正、地押調査、地籍編纂の各事業のなかで作成された図を「地籍図」<sup>1)</sup>としている。この4度にわたる事業のうち地租改正に伴って作成された図が「地租改正地引絵図」である。この図は明治初年頃の村の地目が描かれており、当時の村の土地利用を概ね把握することができる貴重な資料である。また、この当時の村の単位は、江戸時代の村の単位を継承することもあり、大和国では江戸時代の村、つまり藩政村単位の状況を類推することもできる資料ともいえる。原則として1村につき1点が作成されたので、大和国だけでも1,000点以上になる。

さて、埼玉県和光市の税務大学校租税史料室には「大和国地租改正地引絵図」の一群が所蔵されている。その点数は99点にもおよぶ。「地租改正地引絵図」は、現在、市役所や町村役場、法務局に移管されていることが多い。しかし、この一群は同校同室に保管されている。本稿では、大和国における地租改正事業について改租時期や「地租改正地引絵図」の作成時期を検討し、その後の同図の保管や移管の経緯について明らかにすることを目的とする。

## II 奈良地域の地租改正と地引絵図

### (1) 「地引絵図」からみた「絵図」と「地図」の表記

明治前期の土地丈量には、明治5～6(1872～73)年の壬申地券交付、同7～14(1874～81)年の地租改正、同18～22(1885～1889)年の地押調査があった。壬申地券交付は大蔵省(租税寮改正局)、地租改正は地租改正事務局、地押調査は大蔵省(主税局)によるものであった。これは国の中央官庁における主管であったが、執行は府県に委任されていた。また、実務である労力と費用は村方の分担で行われた。

「地引絵図」は壬申地券交付の調査と地租改正の作業において調整された図であった。この図の作成は、村方の申告に対して官員が検査する方法で実施されたため、土地の調査方法は江戸時代の検地の方法を踏襲していた。したがって、「地図」ではなく「絵図」と呼ばれた。

「地租改正地引絵図」は、明治6（1873）年7月28日に地租改正法が交付され、大蔵省租税寮改正局が改租事業を主管した。明治8（1875）年3月24日には大蔵・内務両省の管轄で地租改正事務局が設置された。

明治6～10（1873～77）年には中央官庁および府県庁において「絵図」という呼称とともに、「地図」の使用が増加したようである。また、同15（1882）年2月参議大蔵卿松方正義から太政大臣三条実美に提出された「地租改正報告書」では「地図」が使用されているという。地租改正事務局からの派出員が各府県に対して報告していた「府県地租改正紀要」でも「地図」という表現が使われていたようである<sup>2)</sup>。この一連の流れのなかで地租改正に関する図の呼称が「絵図」から「地図」へと変化していった。税務大学校租税史料室に所蔵されるこの一群は「地引絵図」と記載されており、その作成年は明治11～14（1878～81）年である。

なぜ、この時期の図面には「地図」ではなく「絵図」なのか。佐藤<sup>3)</sup>は、「村方の村役などでは「絵図」を使っている場合が少なくない」、「中央官庁と村方では「絵図」と「地図」の使用について、変化・推移に時間差があり、「地図」の使用は中央官庁が先行している」と見解を述べている。同校同室所蔵の図をみるかぎり同様のことが言えよう。

奈良県は明治9（1876）年4月に堺県へ編入、さらに同14（1881）年2月には堺県が大阪府へ編入されている。また、奈良県下は明治5（1872）年15大区と199小区に分けられ、同年11月に10大区に編成替えとなっていた。明治9（1876）年の堺県編入後5大区24小区に編成された。しかし、このような編成による地域単位が設定されていたにもかかわらず、執行は府県庁であり実務が村であった。図面作成の作業は旧来の村単位で実施された。

## （2）改租作業と「地租改正地引絵図作成」の期間

地租改正に伴う改租作業の実施は、全府県が同時に着手したわけではなかった。また、その進捗状況もさまざまであった。大和国（以下、奈良県とする）は、明治7年に着手し9年に終了している。明治5（1872）年に着手した山口県・筑摩県、同6（1873）年に着手した宮城県・小倉県は、地租改正法公布前であった。明治政府は明治9年度で作業を完了させる方針であったが、未着手の県もあり揃わなかった。政府の方針とは異なり、各地で実施された作業の最盛期は明治9年から11年であった。全国のなかでは、奈良県域は比較的早く着工し、政府の方針に沿うようにして終了している<sup>4)</sup>。

この作業の後に地租改正地引絵図が作成されることになったが、すでに述べたように税務大学校租税史料室所蔵の図は明治11～14（1878～81）年の作成となっている。改租作業の実施期間との間に約2年の空白期間がみられる。奈良県下の規定に基づいて改租作業が進められたと考えられるが、その作業が終了する頃の明治9（1876）年にはすでに奈良県域は堺県に編入されてその管轄下になっており、したがって、図面を作成する段階には堺県の規定が適用されることになっていたであろう。そのように想定すると堺県下で図面が作成されていたことになる。同校同室

所蔵の各図を確認していくと、図名として「大和国○大区○小区○○郡○○村」または「堺県大和国○大区○小区○○郡○○村」と標記されていて、前者の場合が多い。

平群郡勢野村の図のみ明治14（1881）年の作成である。この1村が特別に遅れて図を完成させたのか、それとも同校同室蔵以外の未見の図でも同様の事例があるのかわからない。同年4月には奈良県は堺県から大阪府へ編入されているので、大阪府管轄下になっても図面を作成していたことを示している。

### Ⅲ 「大和国地租改正地引絵図」の保管とその推移

「大和国地租改正地引絵図」は、県下の市役所・町村役場の税務課などに保管されている例がある。保管されている地籍図の一群をみると明治22（1889）年の町村制施行に際して作成された「○○村全図」という図の中に「地租改正地引絵図」が混在していることが多い。市役所・町村役場では両者を区別せず、一括で永年保存している事例も多い。そのような状況において、税務大学校租税史料室に奈良県下の「地租改正地引絵図」が保管されていることは大きな意味をもち、歴史地理学およびその関連分野の研究において有用である。このように分散してしまった図を一括して検討することは今後の課題ともいえる。

明治14（1881）年には地租改正事務局が閉鎖され、改租事業は一応終了した。作成された「地租改正地引絵図」は府県庁に提出された。奈良県下の図面は、前述のように堺県下で作成されたと考えられるので、その後大阪府へ移管されたと思われる。奈良県の再設置は明治20（1887）年であるから、そのときにこれらの図がどのような移管されたのかわからない。しかし、奈良県下の市役所・町村役場に保管される図面とは別にして同校同室に保管される図面をみる限り、それとは異なる時間軸によって保管されてきたことが想定できる。現在、市役所や市町村役場に保管される図は、戸長役場を経て、町村役場に置かれ、その後合併に伴って移管されていき現在に至る。一方、同校同室の図は、府県庁から郡役所、そして各税務署を経由していき現在に至ったと仮定できないであろうか。ただし、一般には税務署所蔵の図は、戦後、法務局に移管されたことになっている。大和国の図はむしろ例外のルートで移管されていたのかもしれない。そこで、次では視点をかえて、奈良県下の税務署の設置場所とその管轄範囲の変遷についてふれてみたい。

### Ⅳ 税務署の位置とその管轄範囲の変遷

明治21（1888）年には税務署の前身である間税署および間税分署が設置された<sup>5)</sup>。奈良県内には奈良、三輪、高田の3ヵ所に間税署、五条に間税分署が設置された。それぞれが管轄した区域は、以下の通りである。奈良間税署は添上・平群・添下・広瀬・山辺の5郡、三輪間税署は城上・城下・十市・宇陀の4郡、高田間税署は葛下・高市・吉野の一部・葛上・忍海5郡、五条間税分署は宇智郡と吉野郡（高田間税署管轄区域以外）であった（表1）。吉野郡は高田間税署と五条間税分署によって管轄区域とされていた。明治23（1890）年11月1日には府県直税分署間税分署とされ、奈良、三輪、御所、五条の名が見られる（表2）。高田間税署が御所直税間税分署

に変更されるとともに、管轄区域であった吉野郡の一部は、五条直税間税分署に移管された。

表1 明治21年の間税局間税署間税分署と管轄区域

間税局名	間税署名	間税分署名	郡名				
大阪	奈良		添上郡	平群郡	添下郡	広瀬郡	山辺郡
	三輪		城上郡	城下郡	十市郡	宇陀郡	
	高田		葛下郡	高市郡	吉野郡の内	葛上郡	忍海郡
		五条	宇智郡	吉野郡の内			

表2 明治23年の府県直税分署・間税分署と管轄区域

直税間税分署名	管轄区域				
奈良	添上郡	添下郡	山辺郡	広瀬郡	平群郡
三輪	式上郡	式下郡	宇陀郡	十市郡	
御所	高市郡	葛上郡	葛下郡	忍海郡	
五条	宇智郡	吉野郡			

注) 大蔵省令明治23年11月1日第29号。

明治29(1896)年10月21日、奈良県内の税務署は奈良、三輪、松山、御所、五条、上市の6カ所に設置された。税務署と明記されるのは同年の勅令346号からである。これは大蔵省の地方出先機関として設置された税務管理局(明治35(1902)年以降税務監督局)と各地に設置された税務署によって財務行政の一部が実施されることになったからである。それぞれの税務署が管轄した区域は以下の通りである。奈良税務署は添上・添下・山辺・広瀬・平群の5郡、三輪税務署は式上・式下・十市の3郡、松山税務署は宇陀郡、御所税務署は高市・葛上・葛下・忍海の4郡、五条税務署は宇智郡、上市税務署は吉野郡であった(表3)。この間の管轄区域の変更点は、三輪直税間税分署の管轄区域であった宇陀郡を切り離して新たに宇陀に税務署を設置したこと、管轄区域が広い吉野郡を五条直税間税分署から切り離して新たに上市税務署を設置したことの2点である。県全体としてみると、県東部と南部において税務署の新設とその管轄範囲の分割がみられた。

表3 明治29年の税務署と管轄区域

税務管理局名	税務署名	管轄区域				
大阪	奈良	添上郡	添下郡	山辺郡	広瀬郡	平群郡
	三輪	式上郡	式下郡	十市郡		
	松山	宇陀郡				
	御所	高市郡	葛上郡	葛下郡	忍海郡	
	五条	宇智郡				
	上市	吉野郡				

注) 明治29年10月21日勅令第346号。

明治30(1897)年になると奈良県下では郡名の改称が行われた。添下・広瀬・平群3郡が生駒郡に、式上・式下・十市3郡が磯城郡に、葛上郡が南葛城郡、葛下・忍海2郡が北葛城郡に、それぞれ改称された(表4)。これを受けて税務署の管轄区域も変更されたが、この時点では実質

的な管轄区域の変更はなかった。それ以後明治36（1903）年までの間には、同31（1898）年奈良の市政施行に伴い、奈良税務署の管轄区域は奈良市と添上・山辺・生駒3郡になったが、これもまた管轄区域の変更が生じる変更ではなかった。

表4 明治30年の税務署と管轄区域

税務管理局名	税務署名	管 轄 区 域
大 阪	奈 良	添上郡 山辺郡 生駒郡
	三 輪	磯城郡
	松 山	宇陀郡
	御 所	高市郡 南葛城郡 北葛城郡
	五 条	宇智郡
	上 市	吉野郡

注) 明治30年3月29日勅令第52号。

明治37（1904）年4月4日勅令第97号により税務署の統廃合が行われ、4月24日から施行された（表5）。五条税務署が廃止されて奈良県下では税務署数は5となり、五条税務署の管轄区域であった宇智郡は高田税務署に移管された。さらに、明治42（1909）年10月23日勅令第266号、同年11月5日施行により、松山税務署が廃止され三輪税務署に統合された（表6）。また、高田税務署は葛城税務署と改称された。以上、税務署数は4となった。大正11（1922）年には国有財産法施行により税務監督局と税務署は国有財産行政を担当するようになった。同13（1924）年には三輪税務署が廃止され、磯城郡、宇陀郡は、葛城税務署の管轄区域となった（表7）。明治37年から大正13年の間に、奈良県内の税務署は6カ所から3カ所にしだいに統廃合されたが、管轄区域の変更は奈良盆地の南部とその周辺においてみられた。また、昭和16（1941）年には税務署の上部組織ともいえる税務監督局が廃止されたうえで財務局が設置されたが下部組織の税務署はそのまま維持された。戦時体制および戦後処理の下、財務局は担当する事務内容に変更があった。

表5 明治37年の税務署と管轄区域

税務監督局名	税務署名	管 轄 区 域
大 阪	奈 良	奈良市 添上郡 山辺郡 生駒郡
	三 輪	磯城郡
	松 山	宇陀郡
	高 田	高市郡 南葛城郡 北葛城郡 宇智郡
	上 市	宇智郡

注) 明治37年4月4日勅令第97号。明治37年4月24日。

表6 明治42年の税務署と管轄区域

税務監督局名	税務署名	管 轄 区 域
大 阪	奈 良	奈良市 添上郡 山辺郡 生駒郡
	三 輪	磯城郡 宇陀郡
	葛 城	高市郡 南葛城郡 北葛城郡 宇智郡
	吉 野	吉野郡

注) 明治42年10月23日勅令第266号。明治42年11月5日施行。

表7 大正13年の税務署と管轄区域

税務監督局名	税務署名	管轄区域
大阪	奈良	奈良市 添上郡 山辺郡 生駒郡
	葛城	磯城郡 宇陀郡 高市郡 南葛城郡 北葛城郡 宇智郡
	吉野	吉野郡

注) 大正13年11月29日勅令第296号。大正13年11月29日施行。

昭和22(1947)年には、税務署は4カ所体制に復活した(表8)。大正13(1924)年に葛城税務署の管轄区域とされた磯城・宇陀・高市・南葛城・北葛城・宇智6郡は新たに桜井税務署が設置されて磯城・宇陀2郡を移管した。その桜井税務署はこの2郡と奈良税務署が管轄区域としていた山辺郡のうち中山間地域を管轄することになった。葛城税務署は残りの郡を管轄することになった。奈良税務署は、山辺郡のうち丹波市町、二階堂村、朝和村といった奈良盆地に位置する町村を管轄し、桜井税務署は同郡のうち奈良盆地東部の大和高原を管轄することになった。自然地域を勘案した管轄区域が設定されたといえよう。その後、昭和24(1949)年6月1日に大蔵省設置法が施行され、国税の賦課徴収に関する事務は財務局から国税局に移管された。財務局はそれ以外の事務を担当する体制に変更された。その施行日の前日にあたる5月31日には法律第144号によって、財務管理局(のちの財務監督局、財務局)下として発足した税務署と管轄区域は廃止された。

表8 昭和22年の税務署と管轄区域

財務局名	税務署名	管轄区域
大阪	奈良	奈良市 添上郡 生駒郡 山辺郡内(丹波市町、二階堂村、朝和村)
	桜井	磯城郡 宇陀郡 山辺郡(奈良税務署管轄区域以外)
	葛城	高市郡 北葛城郡 南葛城 宇智郡
	吉野	吉野郡

注) 昭和22年7月12日大蔵省告示第149号。昭和22年7月15日施行。

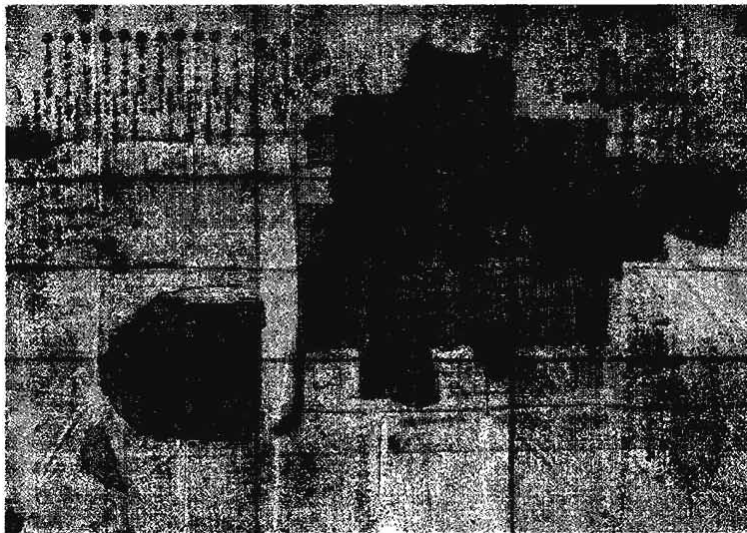
## V 「大和国地租改正地引絵図」の移管

「大和国地租改正地引絵図」は99点におよぶ。原則として村ごとに1点が作成されている(図1)。それらを一覧にすると、表9-1, 2のようになる。

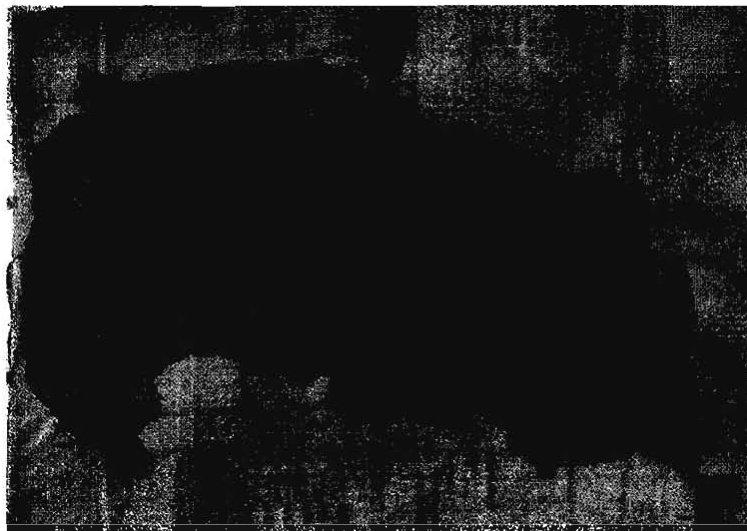
表9-1, 2に基づいてその99点を概観してみたい。郡別にその内訳数をみてみると、添上郡37点、添下郡16点、山辺郡10点、平群郡36点である。大区小区別では、1大区2小区(添上郡)14点、1大区3小区(山辺郡)8点、1大区5小区(添上郡)23点、2大区1小区(添下郡)6点、2大区2小区(添下郡・平群郡)14点、2大区4小区32点、3大区2小区(山辺郡)2点である。大区小区による区分では郡域と一致していないためその内訳は複雑になる。

これらの地引絵図99点は添上・添下・山辺・平群4郡の範囲に限定されている。この奈良県北部4郡に偏っていることに注目したい(図2)。前章IVではこの4郡はかつての奈良税務署の管轄区域であったことを示した。この4郡内のすべての村の図が残されているわけではないが、郡

域単位で見ると奈良税務署の管轄区域と一致する。税務大学校租税史料室での聞き取りによると、これら一群の絵図は昭和52年に大阪から東京に移管され、その後、同室に保存されるようになったとのことである。移管の経緯を記録した文書がないためにはっきりしない点も多く、断片的な検討に過ぎないが、次のような移管のルートを決してみたい。明治期に府県庁から郡役所へ、その後各税務署へ配置されていたが、そのうち奈良税務署の一群は昭和52（1977）年に東京（税務大学校若松町校舎「租税資料室」）へ移管され、平成10（1998）年同校和光校舎開校に伴う租税史料館<sup>9）</sup>開館によって租税史料室で保管されるようになった<sup>7）</sup>。県下4郡以外を管轄していた各税務署の図は、この移管のルートを経なかったため、現在、同室に保管されていないのではないかと。むしろ、奈良税務署の事例は特殊といえる。



添下郡  
北永井村



添下郡  
山田村

図1 添下郡北永井村と同郡山田村の地租改正地引絵図  
注) 税務大学校租税史料室所蔵

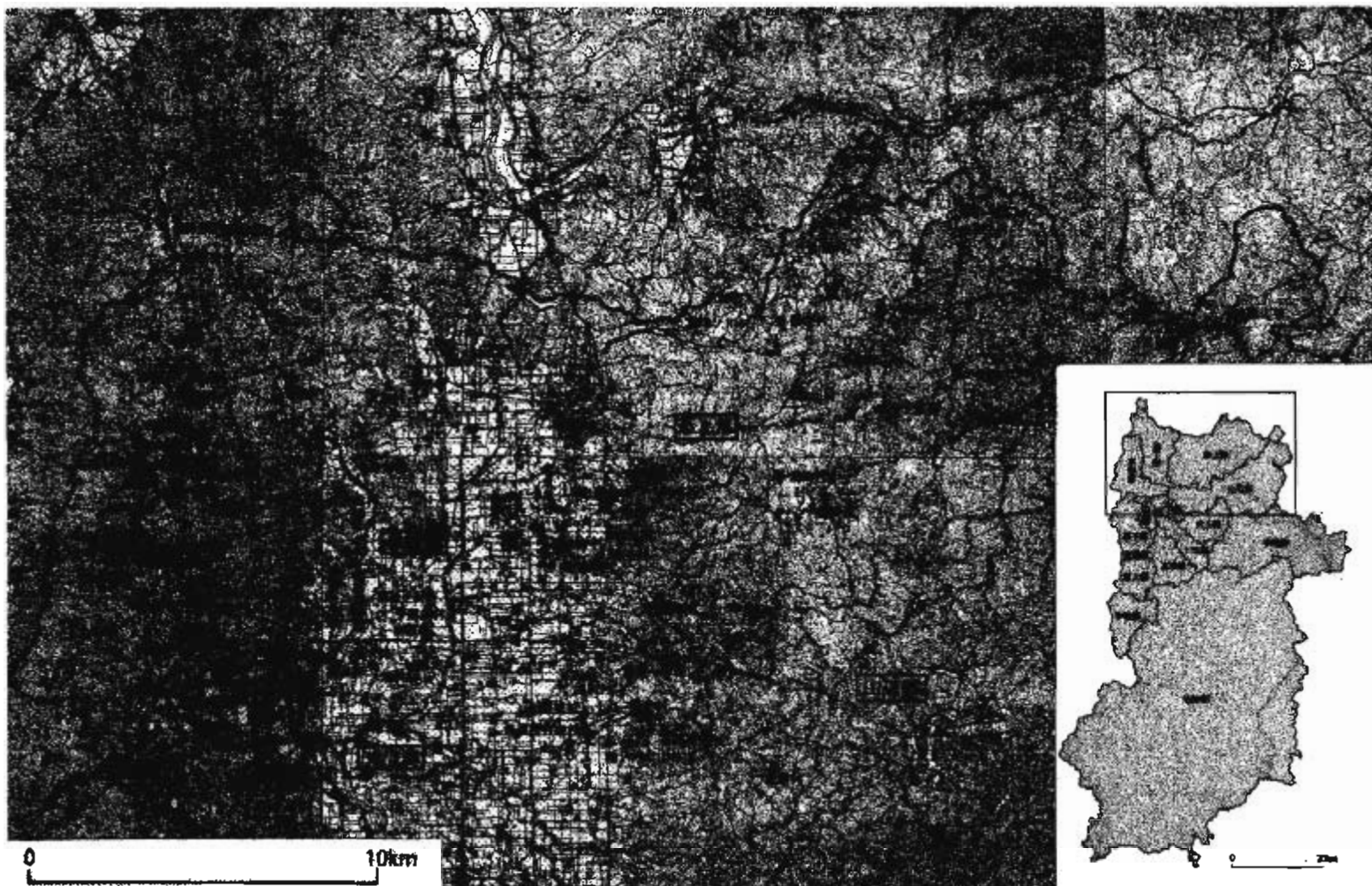


図2 「大和国地租改正地引絵図」(税務大学校租税史料室所蔵)が残されている村々



表9-1 税務大学校租税史料室蔵の「大和国地租改正地引絵図」

郡名	大区	小区	村名	年	責任者		寸法(cm)	
					役職名	氏名	長辺	短辺
添上	1	2	鹿野園村	明治13年2月	戸長	阪本 理平	147.0	69.0
			吉市村	明治12年1月	副戸長	山中 孫三郎	168.5	82.5
			八島村	明治13年5月	戸長	阪本 理平	109.5	50.0
			出屋敷村	明治12年1月	戸長	阪本 理平	90.0	38.0
			北永井村	明治12年11月	戸長	山中 三次郎	113.5	80.5
			西永井村	明治12年1月	副戸長	住西 重三郎	79.5	28.0
			南永井村	明治12年2月	戸長	阪本 理平	85.0	59.5
			東九條村	明治12年3月	戸長	阪本 理平	94.0	65.0
			西九條村	明治12年4月	副戸長	櫻原 勝三郎 ほか	163.0	63.0
			香村	(明治12年)	戸長	山崎 伝五郎	78.0	68.0
		田中村	明治12年2月	戸長	飯野 富	92.0	45.5	
		白土村	明治12年1月5日	戸長	喜多 六郎	88.0	48.0	
		虚空蔵村	明治12年3月	戸長	阪本 理平	70.0	62.0	
		山村	明治12年5月	副戸長	山中 孫三郎	161.0	40.0	
		東村・高村・西村	明治12年5月	戸長	中北 伝三郎	95.0	88.0	
		柳生村	明治12年5月	地主総代	杉岡 藤太郎	117.0	74.0	
		大柳生村	明治12年7月	戸長	中北 伝三郎	192.0	134.0	
		中柳村	(明治12年)	戸長	中北 伝三郎	59.0	54.5	
		西村	明治13年3月	戸長	中北 伝三郎	107.0	78.0	
		嵐山村	明治12年2月	戸長	中北 伝三郎	88.0	77.0	
	横田村	明治12年3月	戸長	中北 伝三郎	129.0	53.0		
	大保村	明治12年2月	戸長	中北 伝三郎	107.0	77.0		
	大葛畑村	明治12年2月	戸長	中北 伝三郎	145.0	78.0		
	大平原村	明治12年3月	戸長	中北 伝三郎	135.0	95.0		
	雲津村	明治12年3月	戸長	中北 伝三郎	78.0	54.0		
	園田村	明治12年3月	戸長	中北 伝三郎	54.0	54.0		
	須山村	明治12年3月	戸長	中北 伝三郎	97.0	88.0		
	広岡村	(明治12年)	戸長	中北 伝三郎	66.5	54.5		
	下糠川村	明治12年8月	戸長	中北 伝三郎	147.0	118.0		
	島崎村	明治12年9月	戸長	中北 伝三郎	136.0	93.0		
	忍草山村	明治12年9月	戸長	中北 伝三郎	140.0	88.0		
	米谷村	明治12年6月	戸長	中北 伝三郎	80.0	73.0		
	須川村	明治12年7月	戸長	中北 伝三郎	190.0	106.0		
	中ノ川村	(明治12年)	戸長	中北 伝三郎	154.0	108.0		
	柳生下村	(明治12年)	戸長	中北 伝三郎	113.0	78.0		
	月瀬村	明治13年4月	戸長	中北 伝三郎	95.0	67.0		
	岡村(真村西村兼)	明治12年3月	戸長	中北 伝三郎	96.0	78.0		
	添下	1	北田原村	明治13年2月	戸長	藤村 善次郎	146.0	82.0
			青野村	明治13年4月	戸長	藤村 善次郎	77.0	55.0
			足田村	明治13年4月	戸長	藤村 善次郎	81.0	58.0
上村			明治13年4月	戸長	藤村 善次郎	115.0	100.0	
南田原村			明治13年5月1日	戸長	藤村 善次郎	196.0	94.0	
2		三権村	明治13年4月	戸長	藤村 善次郎	130.0	110.0	
		西田中村	明治13年3月	戸長	飯野 富	56.0	39.5	
		新村	明治12年10月	副戸長	谷村 隆蔵	136.0	114.0	
		南井村	明治12年8月	戸長	飯野 富	39.0	27.5	
		山田村	明治12年11月	副戸長	谷村 隆蔵	117.0	92.0	
2	大和田村	明治13年5月	戸長	飯野 富	87.0	42.0		
	池之内村	明治13年8月	戸長	菅原 善一ほか	57.5	54.5		
	城村	明治12年1月	村総代	西田 茂吉	65.0	40.0		
	万福寺村	明治13年5月	戸長	飯野 富	80.0	69.0		
	西村	明治12年2月	戸長	飯野 富	88.5	40.0		
石木郷	明治12年3月	戸長	飯野 富	56.0	34.0			

表9-2 税務大学校租税史料室蔵の「大和国地租改正地引絵図」

郡名	大区	小区	村名	年	責任者		寸法(cm)	
					役職名	氏名	長辺	短辺
山辺	1	3	川原城村	明治11年12月6日	戸長	河村 久平	77.5	75.0
			内馬場村*	明治13年4月	戸長	萩村 文二	96.0	67.0
			菅原村	明治12年7月	戸長	萩村 文二	105.0	70.5
			丹波市村鳳村中村	明治12年10月	戸長	吉岡 孫三郎	53.5	49.5
			田村	明治12年12月15日	戸長	萩村 文二	100.0	89.0
			豊井村	明治11年12月	戸長	萩村 文二	84.0	43.5
			別所村	明治12年11月	戸長	萩村 文二	75.0	71.0
			岩屋ヶ谷村	明治12年10月	戸長	萩村 文二	103.0	46.0
			木堂村	明治11年1月	副戸長	沢田 利行	78.0	52.0
			加ノ内村山口方	明治11年12月	地主総代	山中 栄三郎	78.0	75.5
平群	2	3	池沢村	(明治12年)	副戸長	浅沼 宗次郎	63.5	40.0
			高安村	(明治12年)	戸長	飯野 富	71.5	54.5
		4	熊木村	明治12年4月	戸長	飯野 富	78.0	53.5
			鳳司村	明治11年1月	戸長	飯野 富	66.0	54.5
			勢野村	明治14年7月	戸長	崎崎 勘三郎	180.0	101.0
			小明村	明治13年6月	第8連合戸長	富田 利平治	133.0	76.0
			五百井村	明治13年4月	副戸長	乾 貞	58.0	54.5
			真福寺村	明治13年11月	戸長	藤村 彦三郎	47.0	31.0
			吉野村	明治13年3月10日	戸長	川口 山治郎	81.0	38.0
			福貴村	明治13年1月	戸長	川口 山治郎	144.0	131.0
			福貴畑村	明治13年1月	戸長	川口 山治郎	150.0	143.0
			権井村	明治13年2月15日	戸長	川口 山治郎	115.0	109.0
			乙田村	明治13年5月	第8連合戸長	富田 利平治	112.0	92.0
			藤田村	明治12年12月	戸長	川口 山治郎	132.5	96.0
			香分村	明治12年11月	戸長	川口 山治郎	134.0	77.5
			東取村	(明治12年)	戸長	川口 山治郎	66.0	65.0
			葉畑村	(明治12年)	戸長	川口 山治郎	198.0	90.0
			立村	明治13年1月	戸長	川口 山治郎	78.5	54.0
			上庄村	明治13年2月	戸長	川口 山治郎	99.2	55.0
			西向村	明治13年3月10日	戸長	川口 山治郎	81.5	39.5
			西宮村	明治13年3月15日	戸長	川口 山治郎	84.0	55.0
			鳳部村	明治13年3月	戸長	川口 山治郎	58.0	54.0
			谷田村	明治13年3月	戸長	川口 山治郎	131.0	53.0
			鷹川村	明治13年3月	戸長	川口 山治郎	100.0	74.0
			三里村	明治13年4月5日	戸長	川口 山治郎	117.0	81.5
			小瀬村	明治13年4月28日	戸長	川口 山治郎	126.0	89.0
			敷原村	明治13年4月	戸長	川口 山治郎	77.0	53.0
			藤原村	明治13年6月	戸長	富田 利平治	98.0	55.0
			小倉寺村	明治12年3月	戸長	川口 山治郎	115.5	27.5
			藤原村	明治12年8月	戸長	川口 山治郎	107.0	39.5
大門村	明治12年10月20日	戸長	川口 山治郎	53.5	39.5			
小吉田村	明治12年10月	戸長	川口 山治郎	77.5	54.5			
権原村	明治12年7月	戸長	川口 山治郎	147.0	48.0			
阿波村	明治12年10月	戸長	川口 山治郎	115.0	53.0			
小平尾村	明治13年2月	戸長	川口 山治郎	140.0	84.0			
九安寺村	明治13年4月	戸長	川口 山治郎	132.0	114.0			

注) ※ 2枚に分割されている。

## Ⅵ おわりに

以上の検討から明らかになったことをまとめる。奈良県下の地租改正事業は改租作業から図面の作成まで長時間を要していた。それは執行にあたる府県庁が奈良県から堺県へ、さらに大阪府へと管轄が変更されていたことが要因の一つと考えられる。また、作成された図面（「地引絵図」）は2つのルートによって配置場所が変更されていったと考えられる。一つは戸長役場を経て町村役場や市役所へ至るルートである。もう一つは、府県庁から郡役所に下ろされ、税務署を經由して、戦後、法務局に移管されたルートである。現在、税務大学校租税史料室所蔵の「大和国地租改正地引絵図」の一群は、後者のルートで移管されたのではないかと考えられる。しかし、戦後、税務署から法務局へ移管される時にもそのまま税務署に置かれていたのであろう。同校同室蔵の99点を検討すると、奈良税務署の管轄区域の村々と一致する。各税務署が管轄区域の一式を保管していた可能性が高まった。奈良税務署の上部は大阪府税務管理局（財務管理局）である。ゆえに、昭和52（1977）年に大阪から東京へ移されて、その後税務大学校の移転に伴いながら、現在同校同室に保管されている。ただし、仮定した奈良税務署の図一群だけがなぜこのようなルートを辿ったかについて詳細はわからない。

本稿では、「大和国地租改正地引絵図」について作成と移管の経緯という側面から検討した。今後は、図の内容に関する詳細の分析のほか、市町村に保管される「地租改正地引絵図」の調査を含んだ検討を行いたい。

### <付記>

本稿は、平成19年度奈良大学研究助成を用いて実施した調査の報告である。史料調査の開始は平成12年度で、それ以降断続的に三木理史准教授とともに取り組んできた。史料調査を主たる目的として、撮影後、成果を整理していった。史料撮影は株式会社光楽堂長谷川政美氏に依頼したほか、計測作業および撮影成果の整理については坪井直子さんに助力をいただいた。また、史料調査時には国税庁税務大学校租税史料室の皆様にご教示を頂いた。記して謝意を表したい。

### 〔注〕

- 1) 佐藤基次郎「明治期作成の地籍図」古今書院 1996（初版1986）、13頁。
- 2) 佐藤基次郎「公図－読図の基礎－」古今書院 1996、318－324頁。
- 3) 前掲2）、327－328頁。
- 4) 前掲1）、113－116頁。
- 5) 以下、税務署および管轄区域の変遷については、①国税庁税務大学校租税史料室編「国税行政機関関係法令規類集Ⅰ（租税資料叢書第7巻）」国税庁税務大学校租税資料室1994、②大蔵省大臣地方官房課「大蔵省財務局五十年史」大蔵省大臣地方官房課2000による。
- 6) 平成18（2006）年 税務情報センターに改組。
- 7) 三木理史が指摘した移管の経緯をふまえて新たに想定した。三木理史「税務大学校蔵奈良県公園の調査報告」奈良大学総合研究所所報第11号、2003、155－163頁。